

なかの



Vol. 199

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》平成26年8月9日 於：鷺宮小学校

第40回鷺宮盆踊り大会 (小・中学生を対象に税金クイズを実施)



会場の鷺宮小学校



応援頂いた皆様



“税”について学びましょうね



金魚え～！金魚…



中心者の新井氏と



ボランティアの皆様へ感謝！

《第1～4支部》平成26年9月6日 於：沼袋・氷川神社

第7回沼袋・野方まちおこしジャズ (小・中学生を対象に税金クイズを実施)



会場の沼袋・氷川神社



応援頂いた皆様



“税金”というのはね…！



大盛況で思わず笑みが…！



辰巳さん始め実行委員の皆様



おやっ！俳優さんが…

掲 示 板 (11~2月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	2日(日)	9:30集合	第4・5・6支部・社会貢献活動(上高田子供まつり)	上高田二丁目公園	
	5日(水)	18:00~19:00	東法連・第4ブロック合同会議	こけし屋(担当:荻窪)	終了後:懇親会
	6日(木)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館	
	7日(金)	15:00~16:00	納税表彰式	中野サンプラザ	
	8日(土)	12:15集合	“税を考える週間”第9・10支部社会貢献活動	区立第十中学校内	終了後:祝賀会
	10日(月)	13:30~15:30	年末調整説明会	中野ゼロ小ホール	
	11日(火)	7:50集合	“税を考える週間” 駅頭PR活動	JR中野駅周辺	演奏・セーフティ教室&寸劇・講演会
	//	13:30~15:30	年末調整説明会	中野ゼロ小ホール	
	12日(水)	13:30~15:30	年末調整説明会	野方区民ホール	
	//	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	13日(木)	8:21スタート	厚生共益事業委員会主催:チャリティゴルフコンペ	森林公園ゴルフクラブ	
	//	10:30~11:30	中野税務懇談会(座談会)	署・別館会議室	
	//	14:00~15:00	都税感謝状贈呈式	中野都税事務所	
	14日(金)	10:30~11:30	総務組織委員会	法 人 会 館	
	21日(金)	13:30~19:00	全法連・第28回法人会全国青年の集い	秋 田 県 民 会 館	
	26日(水)	13:30~16:00	与信管理対策セミナー	法 人 会 館	
	27日(木)	15:30~15:55	常任理事会	中野 サンプラザ 11F アネモルーム	
	//	16:00~16:50	理事会	中野 サンプラザ 11F アネモルーム	
	//	17:00~18:00	“税を考える週間”秋の特別講演会	中野 サンプラザ 11F アネモルーム	終了後:懇親会
12月	2日(火)	18:00~20:30	厚生共益事業委員会主催:クリスマスのタベ	ウエストフィフティサード日本橋	
	10日(水)	13:00~17:00	無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	11日(木)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	18日(木)	10:30~&13:30~	初心者のためのパソコン講座	専門学校東京テクニカルカレッジ	
1月	8日(木)	16:00~17:00	署長:講演会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	15日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館会議室	
	//	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
2月	2日(月)	13:30~&15:30~	e-Tax 講習会	専門学校東京テクニカルカレッジ	
	26日(木)	16:30~17:30	理事会	中野サンプラザ	
	//	17:30~18:00	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ	終了後:特別交流会

11月号の目次

2014 VOL.199

活発な社会貢献活動を展開!.....	2	本部だより(にぎわいフェスタ2014).....	12
知っとくと得情報(山岡先生).....	4・5	支部だより.....	13
平成27年度 税制改正要望・会員増強推進月間.....	6・7	部会だより(源泉研究部会・女性部会).....	13
税務署だより(確定申告会場が変わります!).....	8	部会だより(青年部会).....	14
都税事務所だより・中野区だより.....	9	活発な社会貢献活動を展開!.....	15
中野区だより.....	10	福利厚生事業(第二弾).....	16
本部だより(役員合同会議).....	12	今後の事業予定(インフォメーション).....	16

● 表紙(写真説明).....第12回フォト・コンテスト入賞作品(金子裕次様・佐藤吉夫様・大神田ハツエ様・宮治誠人様)

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

知つとくと (得) 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル 7 階
神田合同税理士事務所
TEL 03 (3518) 2711(代)
FAX 03 (3518) 2712
携帯 090 (2212) 0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



このところ新聞やテレビで毎日のように報道される事件があります。それは「振り込め詐欺」に遭い、多額のお金を騙し取られる事件です。

「振り込め詐欺」は、電話やはがきなどの文書等で相手を騙し、金銭の振り込みを要求する犯罪行為です。最近は詐欺の手口が多様化してきており、成りすまし詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の他に、株・社債等の取引を口実とした詐欺、ギャンブル必勝情報提供等を口実にした詐欺などがあり、更に最近は「振り込ませない」受取型の振り込め詐欺が急増しているそうです。

今回は、「振り込め詐欺」に遭い、金員を騙し取られたことによって受けた損失が雑損控除の対象になるか否かについて説明いたします。

雑損控除の制度の概要

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます（所法72）。

雑損控除の対象となる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

- (1)資産の所有者は次のいずれかであること
 - イ 納税者
 - ロ 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者
- (2)生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること（事業用の資産や別荘、書画、骨董、貴金属等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。）

雑損控除の対象となる損害の原因

次のいずれかの場合に限定されています。

- (1)震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2)火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3)害虫などの生物による異常な災害
- (4)盗難（自己の意思に反して財物を窃取または強取されることによる災害をいう）
- (5)横領（自己の財物を占有する第三者によってその財物を不正に領得されることをいう）

振り込め詐欺による被害と雑損控除

所得税で減税が認められている雑損控除の対象は、上記のとおり「災害又は盗難若しくは横領による損失」に限定されていますので、「**振り込め詐欺**」を含むすべての詐欺行為については対象外となります。

つまり、所得税法上、雑損控除の対象となる損失は、被害者の意思に関係なく被る損失を対象としており、**詐欺による損失は、だまされたとしてもお金を支払うという被害者の意思が反映されている**とみなされるため、雑損控除の対象とする「意思に関係ない損失」とはならないこととなります。

また、詐欺と同様に、脅迫による損失なども雑損控除の対象とはなりません。

裁決事例（平23.5.23 国税不服審判所）

この事案は、請求人が振り込め詐欺の被害に遭い騙し取られた金員が、雑損控除の対象になるとして更正の請求を行ったところ、原処分庁が対象にならないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、その取り消しを求めたものです。

請求人は、騙し取られた金員が、請求人の意思に基づかない事由により生じた損失であり、雑損控除の「災害」又は「盗難」若しくは「横領」のいずれかの損失に当たると主張いたしました。

しかし、国税不服審判所は、雑損控除の対象となる「災害又は盗難若しくは横領」は、それぞれ別個の概念であるとし、それぞれの意義について次のように解すべきとしました。

- ①「災害」とは、「震災、風水害、火災（所法2①27）」により生じたもの、「自然現象の異変による災害又は生物による異常な災害（所令9）」である。

「盗難もしくは横領」については、所得税法及び同法施行令には定義がない。

しかし、

- ②「盗難」とは、刑法の窃盗罪と同様に「財物の占有者の意に反する第三者による当該財物の占有の移転」である。
- ③「横領」とは、刑法の横領罪と同様に「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければならないような処分をすること」である。

今回の振り込め詐欺による損失は、**振込みに至る意思決定の過程に瑕疵があるものの、振込み自体は請求人の意思に基づいてなされた**ことは明らかであり、このような場合に雑損控除の適用を受けることとすると、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定した法72条の趣旨を害することになるとし、請求を棄却しています。

詐欺の手口が巧妙化しているので注意が必要

2013年の振り込め詐欺など特殊詐欺の被害総額は前年比33.6%増（122億5,713万円）の486億9,325万円となり、過去最悪となっています。自分は絶対に引かからない！その意識が、振り込め詐欺犯に付け込まれる一因となります。振り込め詐欺は、組織化が進んでおり、単純に騙そうとするのではなく、一連のストーリーを作って、非常に手の込んだ形で被害者を誘導します（劇場型の振り込め詐欺）。**少しでも「なにかおかしい？」と思ったら、まず確認！あわてないで！冷静に！最寄りの警察に連絡してください。**

「立冬（りっとう）」



11月7日は、二十四節気の一つ立冬に当たります。この日から暦の上では立春前日（節分の日）まで冬になります。

この頃から冬の気配が現れてきて北国や山々からは初雪の便りも届く時節です。朝夕もめっきりと寒くなり、冬の北風も吹き始めます。

ちなみに暦上の季節区分は、立春・立夏・立秋・立冬のように昼夜の長短を基準とした各季節の始期を表す言葉と、同じように昼夜の長短を基準とした各季節の中間点を表す、春分・夏至・秋分・冬至があります。

いずれも農事には欠かせない大事な区分です。

11月の税務と労務

- ・ 国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月17日
- ・ 国税／所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日
- ・ 国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 12月1日
- ・ 国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 12月1日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 12月1日
- ・ 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・ 国税／11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・ 国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月5日
- ・ 国税／4月決算法人の中間申告 1月5日
- ・ 国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月5日
- ・ 地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

平成27年度 税制改正に関する提言(要約)

中野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を実施しましたところ、当会会員より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート意見・要望をもとに取りまとめた「東法連・平成27年度税制改正要望」を下記に掲載いたします。

(以下の要望は、全国法人会総連合が、各県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに「税制改正に関する提言」として、平成27年度の税制改正に向けて、政府・政党等に対してさまざまな提言活動を行ないます。)

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- 我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。
- 改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
- (1)消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)単一税率が望ましい。
- また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えて、導入の必要はない。
- (3)税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2)消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信託が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。
- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。
- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

(1)法人実効税率20%台の実現

- (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ
- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。
- また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

ては、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す

③対象会社規模を拡大する

(2)親族外承継への事業承継に対する措置の充実

(3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

(1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興

事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1)基幹税としての財源調達機能の回復

(2)各種控除制度の見直し

(3)個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す

(1)贈与税の基礎控除の引き上げ

(2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す

(2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す

(3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。

(4)土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき

2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する

3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない

4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告の推進について

会員増強強化推進月間（10月から3月末日まで）



鈴木会長・副会長の皆様



～～～～～～～～ 受託会社の皆様 ～～～～～～～～



平成26年度 支部別増強目標

（敬称略）

支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標
1 支部	横山 浩之	17	6 支部	斉藤 謙治	13	10支部	柴 隆夫	18
2 支部	宮治 誠人	10	7 支部	鈴木 照男	19	11支部	秋元 良宣	14
3 支部	矢島 友伸	14	8 支部	櫻井 悠介	15	12支部	白川 邦雄	8
4 支部	鳥居 憲夫	9	9 中央支部	川村 洋治	10	（合計）		169
5 支部	谷津 和広	12	9 本町支部	佐藤 正則	10			

税 務 署 だ よ り

平成26年分 年末調整等説明会のお知らせ

年末調整等説明会を、次の日程により開催いたします。

年末調整事務の注意点等について、税務署及び区役所の担当者より説明いたしますので、ぜひご出席ください。

説明会日程

開催月日	開催時間	説明会会場	所在地	対象地域
11月10日(月)	午後 1:30 ～ 3:30	もみじ山文化センター (なかのZERO) 小ホール	中野2-9-7 JR中野駅 南口下車	松が丘・上高田・中野・東中野 (5～8支部)
11月11日(火)	午後 1:30 ～ 3:30			中央・本町・弥生町・南台 (9～12支部)
11月12日(水)	午後 1:30 ～ 3:30	野方区民ホール (野方WIZ) 地下2階	野方5-3-1 西武新宿線野方駅 南口下車	上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮 江古田・江原町・丸山・沼袋・ 大和町・野方・新井 (1～4支部)

(ご注意) ○対象地域の説明会に出席できない場合には、他の会場に出席されても差し支えありません。

○説明会の開始30分前より、会場の受付で年末調整関係用紙の配布をいたします。

○駐輪場(野方区民ホール)・駐車場がありませんので、自転車・車でのご来場はご遠慮ください。

(お問い合わせ) 中野税務署 法人課税第2部門 ☎ (3387) 8111 内線 334～335

新宿・四谷・中野税務署からのお知らせ

確定申告会場が 変わります！

確定申告書作成会場を
新宿住友ビル46階に開設します。

《所在地》新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 46 階

税務署内には確定申告書の作成会場はありません。

開設
期間

平成27年2月12日(木)から3月16日(月)まで
※土、日を除く。

都 税 だ よ り

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、**12月1日(月)**までにお納めください。

〈ご利用になれる納付方法〉①金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
②口座振替※2 ③コンビニエンスストア※3



〈利用可能なコンビニエンスストア〉

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

④金融機関※1・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システム保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【納税に関するお問い合わせ】 中野都税事務所 徴収管理係 03-3386-1111
【課税に関するお問い合わせ】 新宿都税事務所 個人事業税係 03-3369-7151

中 野 区 だ よ り

中野区観光協会



〜〜〜〜 8月2日開催 中野アンテナストリートから 〜〜〜〜



〜〜〜〜 9月6日開催 中野アンテナストリートから 〜〜〜〜

毎月第一土曜 第1回 中野セントラルパーク
マーケットステージワークショップ
※お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。

- 1 区内店舗の一日限定
「ワンダフル」が展開
お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。
- 2 日本各地の美味しい
お惣菜を販売中
お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。
- 3 キャンパスな
ステージパフォーマンス
お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。
- 4 子供も大人も嬉しい
「ワンダフル」が展開
お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。
- 5 季節ごとの
お惣菜を販売中
お祭り気分を味わいながら、お買い物も楽しめるイベントです。

EVENT INFORMATION
中野アンテナストリート
中野区観光協会
中野アンテナストリート
中野区観光協会

次回は11月1日・12月6日 出店募集中



特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ

法人会も会員のナカノプラプラでは10月18日、中野区産業振興拠点ICTCOにおいて開催された「小学生プログラミング体験教室〜Rubyでゲームを作ってみよう!〜」を後援いたしました。

今回は小学5・6年生を対象に、学習しやすいプログラミング言語である「Ruby (ルビー)」を使ってプログラミングを体験してもらう体験講座イベントとして、子供たちがソフトウェアを使うだけでなく、「造る」ことを体験できる機会を提供いたしました。

参加した小学生は皆熱心に、コンピューター画面を自分で動かす楽しさに夢中になっていました。

来年1月末には中学生向けに同様の体験イベントを予定しております。今後のご案内にご注目ください。

中野コンテンツネットワーク協会が運営事業者の一員でもある中野区産業振興推進機構では、8月に開催した中野サイエンスカフェを始め、今回の体験イベントの様に、区民への情報提供や教育に貢献できる催しを今後も随時開催していく予定です。



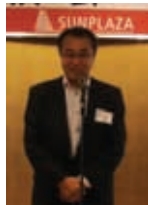
中野区だより

中野の祭り



8月1・2日開催(第2回中野駅前大盆踊り大会)&(中野夏まつり2014)

サンプラザ大使情報交換会(9月4日)



挨拶: 木村氏

挨拶: 宮島氏

～参加された大使の皆様～

中野の“神社祭礼”



9月13日(上高田氷川神社祭礼、専務親子も…)

鷺宮から担ぎ手の応援が…

5町会の神輿が一同に…

花と緑の祭典 2014 秋(10月18日・19日 於:四季の森公園)



会場: 四季の森公園

～～～～～ 10月18・19日開催 “会場には秋の草花がいっぱいです” ～～～～～

ANTENNA by NakanoHoujinkai ㊿



今年も“ねぶた”が動きますよ!



中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時: 12/10(水)、2/10(水) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



本 部 だ よ り

役員合同会議（拡大理事会）を開催

～中野税務署長に橋本秀法氏が着任～



鈴木会長

8月28日、中野サンプラザにおいて『役員合同会議』が開催されました。中野税務署より、橋本署長をはじめ、伊熊副署長、山信田第1統括官、八巻審理上席にご出席をして頂きました。

鈴木会長の挨拶のあと、橋本署長は、自己紹介され、日頃の法人会活動に対し労いのお言葉を話されました。又、e-Taxの更なる普及推進をお願いしたいと結ばれました。

続いて、各委員会より次のように話されました。



橋本署長

「総務委員会より」

11月27日に『常任理事会』『理事会』を、1月8日に『署長・講演会並びに新年賀詞交歓会』を開催予定。

又、『e-Tax、eLTAXの推進』について話されました。



榎本総務委員長

「広報委員会より」

発行済みの『中野法人会報』の報告と今後の発行予定と『第13回フォト・コンテスト募集』『ホームページのリニューアルによる更なる活用』について話されました。



木村広報委員長

「共益事業委員会より」

10月『第31回法人会全国大会（栃木県）』『秋の講話&税務研修会』恒例の『法人会実務講座』『源泉所得税実務講座』を開催予定。

11月27日『“税を考える週間” 秋の特別講演会（講師：落合寛司氏）』を開催予定。

又、今年も、昨年好評だった2つの『セミナー』を開催予定。



宮島事業委員長

「税制税務委員会より」

平成27年度の『税制改正要望』について話されました。今年度の『税制改正要望大会』は、10月16日『第31回法人会全国大会』の中で開催予定。



宗田税制委員長

「厚生委員会より」

春に開催された『健康セミナー』の報告、『生活習慣病健診』の報告。又、引き続き『経営者大型保障制度』の推進をと。

法人会の多くのメリットについて話されました。



大月厚生委員長

「公益事業委員会より」

平成26年度前半に行われた「社会貢献活動」の報告。今後の社会貢献活動、支部の各種社会貢献事業、「租税教室」「平成26年度・税に関する絵はがきコンクール」について…。



高野社会貢献委員長

特に、親会としては、「公益社団法人」として、今年も『中野にぎわいフェスタ』などの事業に、積極的に参加していく旨話されました。

『地区長合同会』を開催

8月28日に開催された『役員合同会議』の席上、『地区長合同会議』が行われました。

横山組織委員長から、地区長を中心として何としても、目標を達成したいと…。



横山組織委員長



支部長…決意表明！！



皆様、真剣です…

“経営者大型保障制度・上期表彰式”

大月厚生委員長より上期の“目標達成支部”が発表され、会長から第9本町支部に達成賞が手渡されました。



“おめでとうございます”

本 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!! (中野法人会も協力)



観て! 食べて! 遊べ!
おもしろ惑星「なかの」へGO!!

起創展街

中野にぎわいフェスタ

Nakano Nigiwai Festa 2014

平成26年 10/11(土) 12(日) 10:00開場

起創展街 中野にぎわいフェスタ
公式WEBサイト
<http://nakano-nigiwai.com/>

主催：起創展街 中野にぎわいフェスタ実行委員会

ステージ(バンド・ダンス・アカペラ) | 屋台(焼そば・郷土料理ほか) | Beat Park | 物産展 | 中野エイサー | マンガ・アニメ | キッズパーク 他

(詳細は“なかの”200号に掲載させていただきます。)

同時開催：中野駅開業125周年記念イベント



JR 中野駅に PR ポスターが…



9月4日“にぎわいフェスタ実行委員会”(於：商工会館)



支部だより

「会員増強推進」に向けて、各支部で役員会を開催しました。各支部とも目標達成に向けて、新たなスタートをしました



第2支部（於：沼袋・藤乃）



第3支部（於：野方・慶和楼）



第7支部（於：ウェストフィフティサード・日本閣）

部会だより

◆源泉研究部会◆

『第350回研修会』を開催 年金の基礎知識 X

9月4日、源泉研究部会恒例の「秋の講習会 年金の基礎知識X」が、法人会館で開催されました。

講師に、新宿年金委員会会長の武藤玲先生を招聘して行われました。武藤先生は、昨年、厚生労働大臣賞を頂き、年金に対しては第一人者です。遅ればせながら、紙上をお借りしまして、誠に



とても分かり易い講義に感謝

めでとうございました。さて、今回で何と10回目となります。今回は、内容も更に充実して、特に「基本」年金相談モデルケース質疑

副部会長 大沢秀雄

応答事例集をまとめてきて下さり研修して頂きました。

実に、様々なケースがあります。例えば「60歳を過ぎて支払った厚生年金保険料はムダになってしまうのか?」「雇用保険の失業給付が終了したのに、年金が支払われません。年金の受給再開の手続きは必要ですか?」等々。

先生は、とても分かり易く説明して下さいました。私たちが受給する際に知っておくべき事項を、10年間に亘って教えて下さった先生に、心から感謝申し上げます。



講師の武藤先生 安藤部会長

◆女性部会◆

『役員懇談会&役員会』を開催



9月10日 署の幹部の皆様と



記念撮影（緊張しました!）

会計監事 大島昭子

9月10日、中野サンプラザにおいて役員会を行いました。

今後の行事について、意見交換を致しました。

又、前段では、中野税務署に於いて、橋本署長様、伊熊副署長様、山信田第1統括官様、八巻上席、櫻田審理調査官様にご出席を賜り、親しく懇談をさせて頂きました。

※12月2日「チャリティ・クリスマスの夕べ」予定



9月3日（於：東京国際フォーラムA）“小林旭・浅丘ルリ子のコンサート”

部 会 だ よ り

◆青年部会◆

『第363回研修会』

～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

9月5日、法人会館において、伊熊副署長、山信田第1統括官、八巻上席をお招きして「第363回研修会」が行われました。

全員が自己紹介をし、署に対する要望、業界の現状（動向）、税に対して思うこと等を話させて頂きました。署に対する要望については、あえて取り上げるような事はありませんでした。

業界の現状という事では、皆さん大変な努力をしている事を改めて痛感しました。

副部長 新井建喜

税に対して思うことでは、「適正・公平な課税」という観点から、それに反した際の考え方を改めて教えて頂いたように思います。

冒頭、三鴨部会長は、青年部会として最も力を入れている「租税教室」については、12月に「講師養成講座」を行い、更に推進していきたいと話されました。

研修会終了後の交流会は、大変に楽しいひとときを過ごしました。



7月29日



“業界の現状ですが…”



“署の幹部の皆様と…”

■『東法連・青年部会連絡協議会』

7月29日、全法連会館で役員会が開催され、滝口氏（副会長）が出席しました。

役員会後には、租税教育活動事例発表の東京代表の選定が行われました。



滝口東法連・副会長

■『第4ブロックチャリティゴルフ』に参加！

9月25日、第4ブロックチャリティゴルフが、高坂カントリークラブで行われました。

当会からは、9名が参加しました。

今回は、滝口ブロック長の元、熱い戦いが展開され、見事に三鴨信二氏が個人優勝。

中野は第2位に入賞しました。

■『東法連・青連協交流ゴルフコンペ』

9月9日、戸塚カントリー倶楽部において醍醐会長始め、44名の参加で行われました。

当会からは、滝口氏、三鴨氏が参加しました。



三鴨部会長



参加された皆様



中野は準優勝！

観劇・観賞 …… 感激！ (N・S)



8月5日 於：帝都
“ミスサイゴン”



9月15日 於：小淀ホーム
“敬老の集い”



9月20日 於：郡山市
“35年ぶりに…”



9月24日 於：サンプラザホール



9月26日 於：ラフォーレ原宿



9月28日 於：鐘山苑（富士山五合目に到着）



活発な社会貢献活動を展開!!

《第5～8支部》平成26年9月12日 於：JR南口三菱銀行駐車場前
中野・氷川神社祭礼（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



応援頂いた皆様



署の幹部の皆様と…



“みんなで税金を納めて…”

《第9中央・9本町・10支部》平成26年8月2・3日 於：鍋横商店街
鍋横夏祭り（不要タオルなどの回収）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



今年もあつーい！鍋横祭りが…



応援頂いた皆様



“良く考えて答えてね”



多くの子供たちが…



オジサン達も楽しんでま〜す！



様々なイベントが…

《第11・12支部》平成26年8月22日 於：川島商店街
川島夜店市（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



応援頂いた皆様



“税金クイズに参加しましょう！”



ながーい列が出来ちゃいました…

8月24日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

『家族感謝ディ』を開催 ～日頃の感謝の思いを込めて～



挨拶:高野副会長



高野ご夫妻



宮島ご夫妻



柴野家



渡部家



小高家



阿部家



青年部会の皆様



マジックショー!



マジシャンと“はいチーズ!”



佐藤家



大盛況で…(挨拶:宮島副会長)



ナカボール (!!)

「税を考える週間」(行事案内)

「秋の特別講演会」開催のお知らせ

平成26年11月27日(木) 17:00～18:00
中野サンプラザ11F アネモルーム

テーマ:

『上手な金融機関の使い方』

講師:西武信用金庫 理事長
落合 寛司氏

会費:会員 無料

(但し、非会員:講演会参加料として1,000円)



- 懇親会(18:00～19:30) 中野サンプラザ11F プロサムルーム
- 会費:5,000円(懇親会参加者のみ:当日徴収させていただきます)

「チャリティ・クリスマスの夕べ」開催

平成26年12月2日(火) 18:00～開会
ウェストフィフティサード・日本閣

カズンの
お二人を迎えて♪

18:00～ 挨拶

18:10～ ディナー

♪冬のファンタジー 他♪



- 会費:12,000円(一部、会にて負担致します。非会員:14,000円)
- 先着100名様にて締め切りしたいと思いますので早めにお申込み下さい。

「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」

日 時:平成27年1月8日(木) 3時半受付

第1部:4時～ 「署長講演会」

第2部:5時～ 「賀詞交歓会」

第3部:5時45分～ 「祝賀会」

場 所:中野サンプラザ 13階

会 費:8,000円

幸運くじ(抽籤会)

(賞品多数)

